

堺市環境影響評価条例施行規則（平成20年規則第6号）新旧対照表

現行		改正後	
別表第2（第25条関係）		別表第2（第25条関係）	
事業の種類	行為	事業の種類	行為
(略)		(略)	
(7) 条例別表第7号に掲げる事業	ア～エ（略） オ 建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知 カ～ク（略）	(7) 条例別表第7号に掲げる事業	ア～エ（略） オ 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知 カ～ク（略）
(8) 条例別表第8号に掲げる事業	ア～オ（略） カ 建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知	(8) 条例別表第8号に掲げる事業	ア～オ（略） カ 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知
(9) 条例別表第9号に掲げる事業	建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知	(9) 条例別表第9号に掲げる事業	建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知
(略)		(略)	
(20) 条例別表第20号に掲げる事業	ア（略） イ 建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知	(20) 条例別表第20号に掲げる事業	ア（略） イ 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知

	ウ～キ (略)		ウ～キ (略)
(21) 条例別	ア (略)	(21) 条例別	ア (略)
表第21号 に掲げる事 業	イ 建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知	表第21号 に掲げる事 業	イ 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知
	ウ～ケ (略)		ウ～ケ (略)
(22) 条例別	ア・イ (略)	(22) 条例別	ア・イ (略)
表第22号 に掲げる事 業	ウ 建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知	表第22号 に掲げる事 業	ウ 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知
	エ～ク (略)		エ～ク (略)